

## 原価算定期間終了後の小売ガス料金の 事後評価について

経済産業大臣及び経済産業局長から本委員会宛てに任意の意見の求めのあった旧一般ガスみなしガス小売事業者 8 社（原価算定期間中の大阪ガスは対象外）の原価算定期間終了後の現行料金に係る事後評価について、料金審査専門会合での審議結果を報告するとともに、経済産業大臣への回答についてご審議いただく。

### 主なポイント

#### 1. 審議状況等

- 1 1 月 1 日 経済産業大臣及び経済産業局長より委員会へ意見聴取
- 1 1 月 2 0 日 第 3 8 回料金審査専門会合開催

#### 2. 料金審査専門会合における審議結果について

本省所管の対象事業者 2 社（東京ガス及び東邦ガス）及び、地方局所管の対象事業者 6 社（京葉ガス、京和ガス、日本ガス、熱海ガス、河内長野ガス及び南海ガス）の計 8 社について、値下げ認可申請の必要があると認められる事業者はなかった。

→資料 3 - 1

#### 3. 経済産業大臣への回答について

本省所管の対象事業者 2 社（東京ガス及び東邦ガス）について、回答案（別添）のとおり、値下げ認可申請の必要があると認められる事業者はなかった旨、経済産業大臣宛てに回答することとしたい。

なお、地方局所管の対象事業者 6 社（京葉ガス、京和ガス、日本ガス、熱海ガス、河内長野ガス及び南海ガス）については、事後評価の事務を委任している各地方局において、本省分と同様に委員長名で経済産業局長宛てに回答を行うこととなる。

以上

(参考)

## 小売ガス料金に係る経過措置対象事業者

### ■旧一般ガスみなしガス小売事業者（9事業者）

| 事業者            | 決算月 | 原価算定期間等                                | 所管部局 | 評価対象 |
|----------------|-----|--|------|------|
| 東京ガス（東京地区等）    | 3月  | H27.10～H30.9                           | 本省   | 対象   |
| 大阪ガス           | 3月  | H30.10～R3.9                            | 本省   | 対象外  |
| 東邦ガス           | 3月  | H27.4～H30.3                            | 本省   | 対象   |
| 京葉ガス           | 12月 | H27.7～H28.6                            | 関東局  | 対象   |
| 京和ガス           | 12月 | H28.1～H28.12                           | 関東局  | 対象   |
| 熱海ガス           | 12月 | H23.1～H23.12<br>(H25.8に届出上限値方式により料金改定) | 関東局  | 対象   |
| 日本ガス（関東・南平台地区） | 3月  | H23.4～H24.3                            | 関東局  | 対象   |
| 河内長野ガス         | 3月  | H27.4～H30.3                            | 近畿局  | 対象   |
| 南海ガス           | 3月  | H24.10～H25.9                           | 九州局  | 対象   |

(別添)

(案)

官 印 省 略  
番 月 号  
年 日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について（回答）

令和元年11月1日付け20190918資第1号により貴職から当委員会に意見を求められた上記の件について、審査を行いました。

審査の結果、下記の対象事業者について、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20170329資第5号）第2（8）④に照らし、値下げ認可申請の必要があるとは認められませんでした。

記

（対象事業者）

- ・東京瓦斯株式会社
- ・東邦瓦斯株式会社

法人番号 6010401020516

法人番号 2180001022387